

笑顔・元気・活力あふれ 未来に羽ばたく とうほくまち

東北町教育施策の大綱

(令和3～7年度)

令和3年3月

東 北 町

はじめに

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方公共団体の長には当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするため「教育施策の大綱」を策定することが求められています。

当町では、社会環境の変化や町の課題に的確に対応しながら、将来像を実現するため、前期基本計画期間が終了することを機に、現計画を継承、発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、令和3年3月に「第2次東北町総合振興計画 後期基本計画」を策定しました。

このことを踏まえ、町と町教育委員会が一体となった政策・施策を進めるため「第2次東北町総合振興計画 後期基本計画」の教育関連部分を「東北町教育施策の大綱」として位置付けることとし、町長と町教育委員会が教育・人づくりをめざす姿を共有し、連携して総合的な施策を推進します。

2 期 間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで 【5年間】

3 留意事項

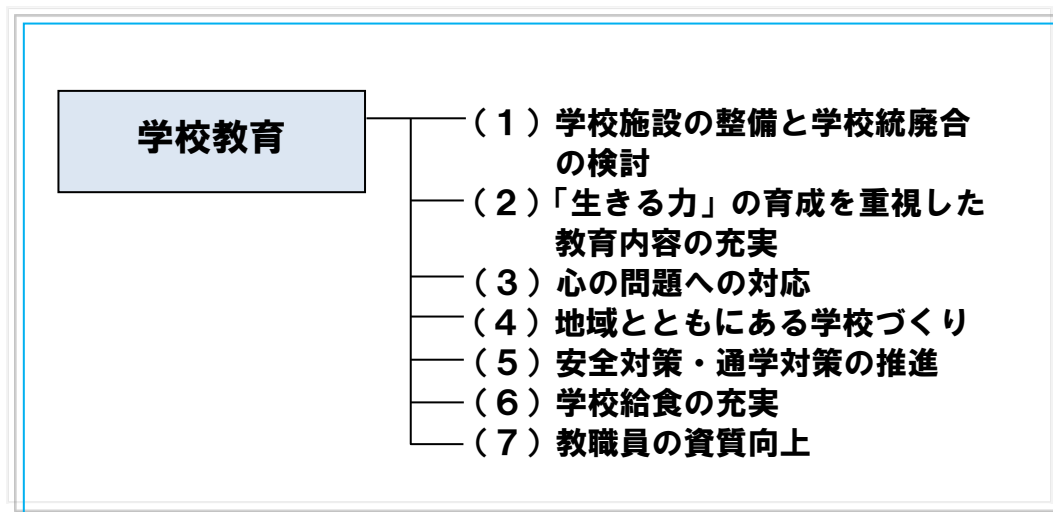
教育に関する事務は、予算の編成・執行や条例提案など一部の事務を除き、独立の執行機関である町教育委員会の権限に属しています。

その一方で、教育行政においては、町長が所管する行政分野（保健、医療、福祉、地域振興など）との密接な連携が必要となっています。

この大綱の実施に当たっては、教育行政の中立性や継続性、安定性の確保に十分配慮するとともに、町長と町教育委員会が十分に連携し、教育施策の総合的な推進を図ることとします。

1. 学校教育

施策の体系



主要施策

(1) 学校施設の整備と学校統廃合の検討

- ① 児童・生徒が安全で快適な環境の中で学習できるよう、老朽化した学校施設の大規模改修等を推進します。
- ② 教育環境の向上を図るため、保護者や地域住民の意向を十分に踏まえながら、小学校の統廃合について必要に応じて検討します。
- ③ 学習指導要領を踏まえ、教育内容の充実に対応したICT機器の整備・更新など、教材・教具の充実を図ります。

(2) 「生きる力」の育成を重視した教育内容の充実

- ① 学力向上アクションプランに基づき、学力の的確な把握と調査結果の有効活用等により、児童・生徒の確かな学力の育成を図るとともに、本町の特性・資源を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- ② 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、本町のよさを知り、誇りを持ちながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けるために、キャリア教育^{※1}の充実に努めます。
- ③ 小学校中学年の外国語活動や小学校高学年・中学校の英語教育、国際理解教

^{※1} 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育。

育の充実を図り、ALT^{※2}を活用したコミュニケーション能力の育成と、日本及び諸外国の文化と伝統等について理解の促進に努めるとともに、上北中学校・東北中学校の姉妹校である台北市立天母國民中学との交流をとおり、他国を尊重し、国際社会に貢献できる人財の育成に努めます。

- ④ 命の尊さを理解し、思いやりの心を持つ豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育の充実に努めます。
- ⑤ 望ましい食習慣の形成のため、食育の充実に努めるとともに、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ豊かなスポーツライフを送ることができるように体育・健康教育の充実に努めます。
- ⑥ 学校教育支援員を活用し、児童・生徒の学習・生活習慣の確立と確かな学力の育成を図るとともに、発達障がいを含む障がい等のある児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。
- ⑦ 保育所・認定こども園・小学校・中学校の交流・情報交換をとおりして幼児教育と小学校教育、そして中学校教育への円滑な接続を図るため、保・小・中連携教育を推進します。
- ⑧ 情報活用能力や論理的思考力を育むため、情報化に対応する教育を推進します。
- ⑨ 「子ども読書推進のまち」の宣言を踏まえ、学校図書室における図書の充実や司書による運営支援を図りながら、児童・生徒の読書活動を積極的に推進します。
- ⑩ 児童・生徒のインターネット利用による犯罪やトラブル、インターネット依存等の防止に向け、情報モラルに関する教育を推進します。

（３）心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育相談員による学校における日常的な相談の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー^{※3}やスクールソーシャルワーカー^{※4}の活用による専門的な相談・指導の充実に努めます。

（４）地域とともにある学校づくり

地域とともにある学校づくりに向け、町民への周知や人財の確保・育成等を行いながら、コミュニティスクール^{※5}の導入を検討します。

※2 外国語指導助手。

※3 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※4 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

※5 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

(5) 安全対策・通学対策の推進

- ① 防犯ブザーの配布や関係団体によるパトロール活動の促進、通学路の合同安全点検の実施などにより、登下校時の児童・生徒の安全対策の強化を図ります。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバス運行の充実に努めます。

(6) 学校給食の充実

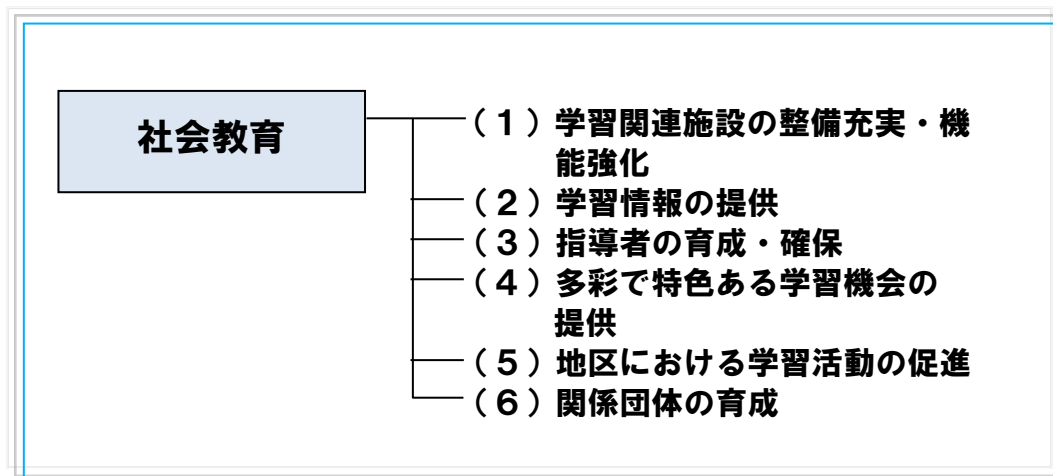
広域的連携のもと、整備された学校給食センターの適正な管理・運営を図るとともに、食育推進計画に基づき、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。

(7) 教職員の資質向上

学力向上研究発表事業など研修・研究活動の充実に努め、時代に即した教職員の資質向上に努めます。

2. 社会教育

施策の体系



主要施策

(1) 学習関連施設の整備充実・機能強化

- ① 老朽化への対応や利用しやすい環境づくりに向け、公民館をはじめ、コミュニティセンターや地区生涯学習センター等の整備充実に努めます。
- ② 「子ども読書推進のまち」の宣言等を踏まえ、読書のまちづくりを積極的に推進するため、子ども読書活動推進計画等に基づき、図書館の設備の整備充実や町民ニーズに即した蔵書の充実、学校図書室との連携強化、ブックスタート事業^{※6}の実施をはじめ子どもが本に親しむ機会等の充実に努めます。

(2) 学習情報の提供

町民の学習意識の高揚と自主的な学習活動の活発化を促すため、広報紙やチラシ、ホームページ、SNS^{※7}、東北町テレビ等を活用し、町民が必要とする学習情報の提供に努めます。

(3) 指導者の育成・確保

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図るとともに、県の人材情報の活用等を進め、指導体制の充実に努めます。

^{※6} 乳幼児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせの大切さを伝えるとともに、絵本をプレゼントする事業。

^{※7} ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

(4) 多彩で特色ある学習機会の提供

常に各世代等の学習ニーズの的確な把握に努め、既存の講座・教室等の充実を核に、多彩で特色ある学習機会の提供を図ります。特に、環境問題や情報化・グローバル化、子育て、食などの現代的課題や、自然や歴史、農林水産業、後継者育成、青少年の健全育成など、本町の特性や課題をテーマとした学習機会の充実に努めます。

(5) 地区における学習活動の促進

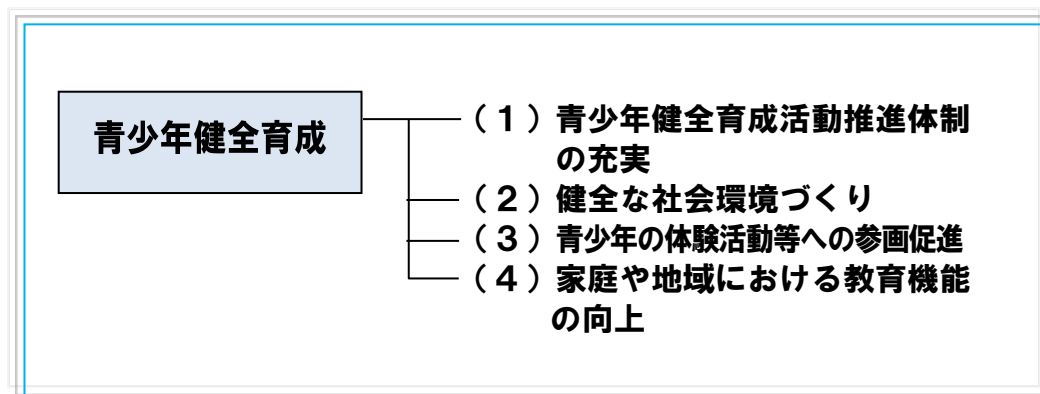
地区の学習関連施設を拠点にした地区単位での自主的な学習活動を積極的に支援・促進し、地区における学習及び地区住民の地域づくりへの参画を促進します。

(6) 関係団体の育成

社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成・支援に努め、各種活動の活発化を促進します。

3. 青少年健全育成

施策の体系



主要施策

(1) 青少年健全育成活動推進体制の充実

- ① 青少年健全育成団体及びその他関係団体・家庭・学校・地域・行政等の相互の連携を一層強化し、推進体制の充実を図ります。
- ② 子ども会の育成・支援を行い、各種活動の活発化を促進します。

(2) 健全な社会環境づくり

関係団体を中心とした非行・いじめの防止や有害環境の浄化などに関する活動を促進するとともに、広報・啓発活動の推進等を通じて地域における声かけ運動やあいさつ運動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

(3) 青少年の体験活動等への参画促進

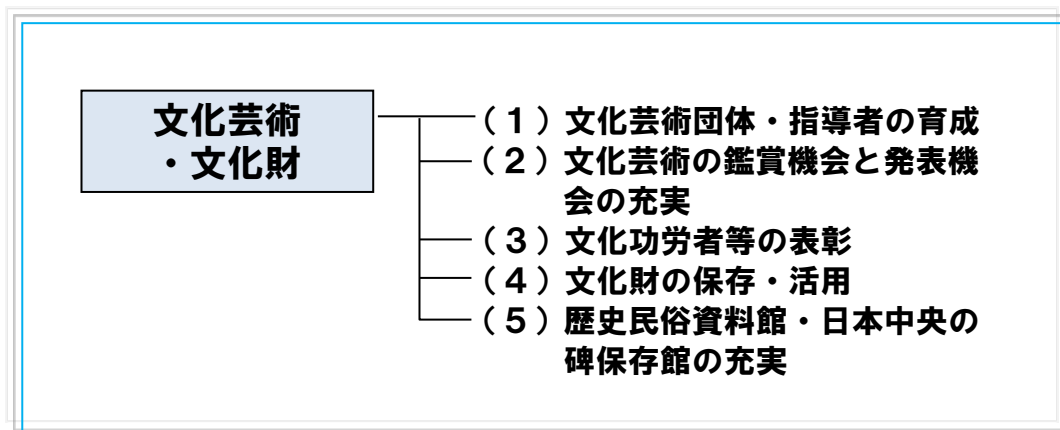
多様な体験や人間関係をとおして豊かな人間性を育むため、青少年の体験・交流活動やボランティア活動、地域活動等への参画機会の充実を図り、積極的参画を促進します。

(4) 家庭や地域における教育機能の向上

- ① 家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や情報提供の推進などにより、家庭における教育機能の向上を促進します。
- ② 放課後子ども教室の開催など、放課後や週末における青少年の居場所づくりを進め、地域における教育機能の向上を促進します。

4. 文化芸術・文化財

施策の体系



主要施策

(1) 文化芸術団体・指導者の育成

文化協会をはじめとする各種文化芸術団体の育成・支援、指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民主体の文化芸術活動の一層の活発化を促進します。

(2) 文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

文化協会等と連携し、東北町テレビなどを活用した文化芸術団体の活動風景の放送などを行いながら、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化功労者等の表彰

本町の文化の向上・発展に特に顕著な功績を上げた個人または団体に対する表彰を行います。

(4) 文化財の保存・活用

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、その他の文化財や天然記念物、埋蔵文化財についても発掘・調査を推進し、重要なものについては指定による保存・活用を図ります。

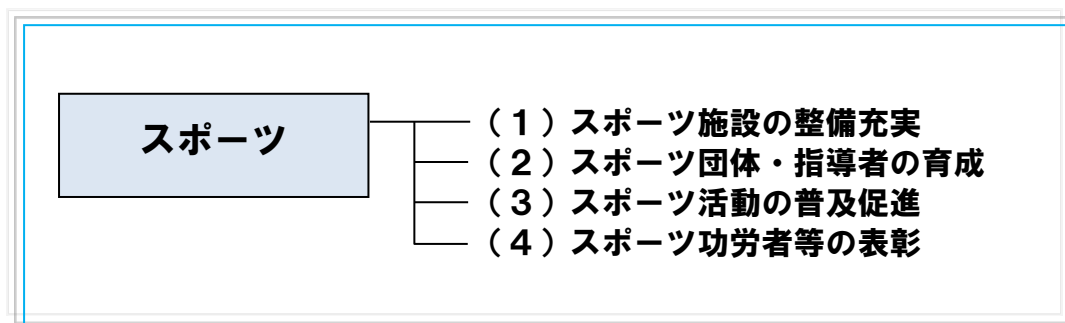
- ② 郷土芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援を行い、積極的にその保存・伝承に努めます。

(5) 歴史民俗資料館・日本中央の碑保存館の充実

- ① 歴史民俗資料館については、本町の歴史・文化の研究拠点として有効に活用していくため、これまでに展示・活用されていない資料の展示を含めたりリニューアルの実施、学校教育へのさらなる活用等を進め、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場と機会の充実、文化財愛護精神の醸成に努めます。
- ② 日本中央の碑保存館については、引き続き適正な維持管理及び展示内容の充実等に努めながら、運営方法等の見直しを検討していきます。

5. スポーツ

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実

南・北総合運動公園をはじめとする既存のスポーツ施設について、施設・設備の改修や施設の統廃合を計画的に推進します。

(2) スポーツ団体・指導者の育成

スポーツ協会などの各種スポーツ団体・クラブの育成・支援、指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

(3) スポーツ活動の普及促進

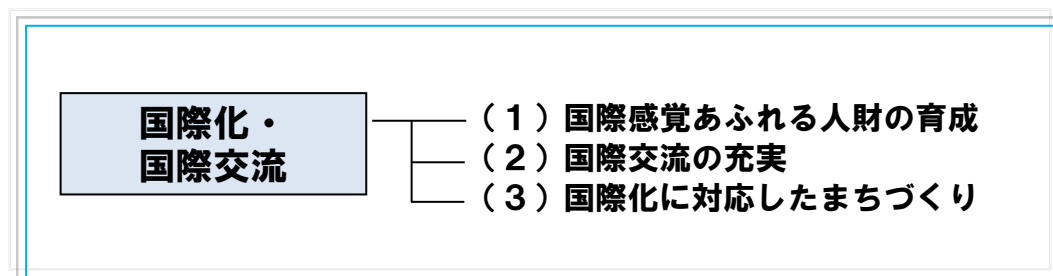
- ① スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、多様なスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。
- ② スポーツ推進委員やスポーツ協会、各種スポーツ団体などと連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。特に、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツや小川原湖を活用した海洋性スポーツの普及を図ります。
- ③ 町民の競技力の維持・向上、競技スポーツの振興に向け、広域的な大会への選手等の派遣を支援します。
- ④ 各地域でのスポーツ推進体制の充実を支援し、地域ごとのスポーツ活動の活発化を促進します。

(4) スポーツ功労者等の表彰

本町のスポーツ振興に貢献した、あるいは各種大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体に対する表彰を行います。

6. 国際化・国際交流

施策の体系



主要施策

(1) 国際感覚あふれる人財の育成

- ① A L T の活用等により、外国語教育や国際理解教育の充実を図り、子どもたちの外国人とのコミュニケーション能力の育成と、日本及び諸外国の文化と伝統等についての深い理解の促進に努めます。
- ② 上北中学校・東北中学校の姉妹校である台北市立天母国民中学との交流を含めた小・中学生の異文化交流事業を推進し、他国を尊重し、国際社会に貢献できる人財の育成に努めます。

(2) 国際交流の充実

- ① 国際交流活動の中心となる民間団体の活動支援を行い、町民主導の交流体制づくりを進めます。
- ② 小川原湖交流センター「宝湖館」を外国人との交流活動の拠点として活用し、三沢米軍家族等の町内や近隣自治体に住む外国人との交流を推進します。

(3) 国際化に対応したまちづくり

外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、役場窓口や観光関連施設における外国人への対応の充実に努めるほか、外国語によるパンフレット等の作成や町の主要施設等への外国語併記の案内板の設置などについて検討していきます。